

盛土条例における基準不適合土砂等の盛土等について①

静岡県盛土等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止等)

第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りではない。

土砂基準:土壌汚染に係る環境上の基準

(1)(2) 省略

(3)生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱

適用除外の要件を規定

① 許認可等の手続において認められた同一の事業区域内において行われるもの。

② **管理の継続性が担保**されていること。



○県の考え方

- 土壌汚染対策法に規定される汚染土壌処理施設の一つである自然由来等土壌構造物利用施設では、(略)汚染土壌を盛土材等として利用できる構造物は、埋立終了後も土壌汚染対策法以外の法令(道路法、港湾法等)により維持管理を適切に行うことができるものに限定されている。

(パブリックコメント(R4. 4公表))

- 管理の継続性の担保について、法令により維持管理の継続性が担保されていることが必要である。

1

盛土条例における基準不適合土砂等の盛土等について②

○維持管理に係る法律の規定

道路法第42条

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

港湾法第56条の2の2

水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下「技術基準対象施設」という。)は、(略)技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

盛土規制法第22条第1項 第41条第1項

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積(略)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

○整理

- 盛土規制法は、土地を常時安全な状態(許可時の技術的基準に合致するか又はこれに準じる程度)に維持することを求め、災害の防止のため必要があると認める場合等は、勧告や改善命令を発出できる仕組みを設けている。
- このことから、道路法・港湾法と同様に、盛土規制法の土地の保全等の義務が適用される場合は、盛土規制法により維持管理を適切に行うことが定められている(管理の継続性が担保されている)と認めることができる。

2